

青森県報

号外第三十四号

令和四年
三月三十日
(水曜日)

目
次

公安委員会

○委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則……(運転免許課)……

委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

(定義)		改	正	後	(定義)		改	正	前
第二条	この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。				第二条	「同上」			
〔一〕二十四 略					〔一〕二十四	「同上」			
〔二〕十五 特定任意高齢者講習 法第百八条の二第二項に規定する講習のうち、運転免許に係る講習等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習等規則」という。)第一条で定める基準に適合する講習をいう。					〔号を加える。」				

二十六 特定任意講習 法第八百八条の二
二第一項に規定する講習のうち、講習等規則第二条で定める基準に適合する講習をいう。

二 第二項に規定する講習のうち、運転免許に係る講習等に関する規則（運

○以下「講習等規則」という。) 第二条第一項第三号で定める基準に適

合する講習をいう。

「号を削る。」

講習（七十五歳未満） 法第百八条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第一号の表の区分欄の一の項で定める基準に適合する講習をいう。

「号を削る。」

講習（七十五歳以上） 法第百二十二条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第二号の表の区分欄の一の項で定める基準に適合する講習をいう。

「号を削る」

運転者講習（七十五歳未満） 法
第一百八条の二第二項に規定する講習
のうち、講習等規則第二条第一項
第一号の表の区分欄の二の項で定

める基準に適合する講習をいう。

「号を削る。」

運転者講習（七十五歳以上）法
第百八条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第二号の表の区分欄の一の項で定める

基準に適合する講習をいう。

三十 チヤレンジ講習（七十五歳未満）

定する講習のうち、免許証の更新期間が満了する日における年齢が

七十歳以上七十五歳未満の者に対する

能の低下が自動車及び原動機付自
か離はれて生ずる身体の機

転車（以下「自動車等」という。）の運転に著しい影響を及ぼして

この運転に某の影響を及ぼす
いるかどうかについての確認を行

うための講習をいう。

三十一 チヤレンジ講習（七十五歳）
以上 法第百八條の二第二項に

規定する講習のうち、免許証の更

新期間が満了する日における年齢

が七十五歳以上の者で、法第一百一

条の四第二項の規定により受けた

路交通法施行規則（昭和三十五年）

則」という。) 第二十九条の三第三
總理府令第六十号。以下「施行規

講習 (七十歳)	高齢者講習又 は特定失効者	講習等の区分 〔略〕	別表第一 (第三条関係) 〔略〕	〔一～四 略〕
講習 (七十歳)	通自動車、運転適性検	委託要件		

2 公安委員会が講習等の実施を委託することができる法人が置くべき認知機能検査員及び道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号以下「施行規則」という。)第三十八条の三ただし書の国家公安委員会規則で定める講習における講習指導員の必要数は、次に定めるところによる。

講習 (七十歳)	高齢者講習又 は特定失効者	講習等の区分 〔同上〕	別表第一 (第三条関係) 〔同上〕	〔一～四 同上〕
講習 (七十歳)	通自動車、運転適性検	委託要件		

2 公安委員会が講習等の実施を委託することができる法人が置くべき認知機能検査員及び施行規則第三十八条の三ただし書の国家公安委員会規則で定める講習における講習指導員の必要数は、次に定めるところによる。

一項の式により算出した数値が七十六以上の者に対し、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについての確認を行ふための講習をいう。

〔二十七～三十
略〕

〔三十二～三十五
同上〕

〔五号ずつ繰り上げる。〕

(講習等の委託要件)

第三条
〔略〕

〔第三条
同上〕

2 公安委員会が講習等の実施を委託することができる法人が置くべき認知機能検査員及び施行規則第三十八条の三ただし書の国家公安委員会規則で定める講習における講習指導員の必要数は、次に定めるところによ

〔号を削る。〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔以上〕
一 講習中の事故により生じた損害を補償するために入っていること。	二 通自動車、運転適性検査器材、運転シミュレーター(四輪)その他設備を確保していること。	者講習 〔同上〕	違反者講習 〔略〕	査器材、運転シミュレーター(四輪)その他の設備を確保していること。
〔同上〕	〔号を加える。〕	〔同上〕	〔同上〕	〔以上〕

四

を経過していない者
ロ 法第百十七条の二
の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に
関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(ロに規定する罪を除く。)

一) を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

四

を経過していない者
ロ 法第百十七条の二
の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に
関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する法律第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(ロに規定する罪を除く。)

一) を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者

する者
イ 「略」
ロ 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者

(1) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上あるもの

〔号を削る。〕

する者
イ 「同上」
ロ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者

(1) 普通自動車を用いた講習指導員については、普通自動車に係る教習指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上あるもの

(2) 二輪車を用いた講習を指導する講習指導員について

する者（ただし、令和 する者）	五 次のいづれかに該当 ると認める者	識及び経験を有す ると認める者	(1)に掲げる者と同 等以上の技能、知 識及び経験を有す ると認める者	通自動車の運転に 関する技能及び知 識の指導を行つた る期間がおおむね一 年以上あるもの	(2) 公安委員会が普 通自動車の運転に 関する技能及び知 識の指導を行つた る期間がおおむね一 年以上あるもの	員研修課程を修了 した者で、自動車 の運転に関する技 能及び知識の教習 に従事した経験の 期間がおおむね一 年以上あるもの	は、大型自動二輪 車若しくは普通自 動二輪車に係る教 習指導員資格者証 の交付を受けてい る者又は大型自动 二輪車若しくは普 通自動二輪車に係 る届出教習所指導 員研修課程を修了 した者で、自動車 の運転に関する技 能及び知識の教習 に従事した経験の 期間がおおむね一 年以上あるもの
--------------------	--------------------------	--------------------	--	--	---	---	---

する者（ただし、令和 する者）	五 次のいづれかに該当 ると認める者	識及び経験を有す ると認める者	(1)に掲げる者と同 等以上の技能、知 識及び経験を有す ると認める者	通自動車の運転に 関する技能及び知 識の指導に関し、 (1)又は(2)に掲げる者と 同等以上の技能、 知識及び経験を有す ると認める者	(3) 公安委員会が自 動車の運転に関する 技能及び知識の指 導に関し、(1)又 は(2)に掲げる者と 同等以上の技能、 知識及び経験を有す ると認める者	年以上あるもの	は、大型自動二輪 車若しくは普通自 動二輪車に係る教 習指導員資格者証 の交付を受けてい る者又は大型自動 二輪車若しくは普 通自動二輪車に係 る届出教習所指導 員研修課程を修了 した者で、自動車 の運転に関する技 能及び知識の教習 に従事した経験の 期間がおおむね一 年以上あるもの
--------------------	--------------------------	--------------------	--	---	--	---------	---

者講習	特定任意高齢 違反者講習						四年五月十三日前にイ ロに該当し、又は令和四 年三月三十一日以前に 口に該当したことによ つて高齢者講習指導員 の要件を充足した者に ついては、運転技能検 査員養成講習を受けて いなければならぬ。
一 二十一歳以上の者	当する者	次 の各号のいづれにも該 する者	「略」	員研修を含む。)を 終了した者	いた高齢者講習指導員 研修を(令和 三年度まで実施して いた高齢者講習指導員 研修を含む。)を 終了した者	ロ 自動車安全運転セ ンターが実施する新 任運転適性指導員研 修、運転適性講習指 導員研修又は運転技 能検査員・高齢者講 習指導員研修(令和 三年度まで実施して いた高齢者講習指導員 研修を含む。)を 終了した者	イ 「略」

「号を加える。」	違反者講習						イ 「同上」
	「同上」						

二 講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）

を現に受けている者（
運転免許の効力が停止されている者を除く。）

三 次のいずれにも該当しない者

イ 法第百八条の四第

一項第一号に規定す

る運転適性指導につ

いて不正な行為をし

たため、運転適性指

導員、停止処分者講

習指導員、高齢者講

習指導員又は違反者

講習指導員のいずれ

かの職を解任された

日から起算して三年

を経過していない者

ロ 法第百十七条の二
の二第十二号の罪を

犯し罰金以上の刑に
処せられ、その執行

を終わり、又はその
執行を受けることが
なくなつた日から起
算して三年を経過し
ていない者

ハ 自動車等の運転に
関し自動車の運転に

より人を死傷させる
行為等の处罚に関する

法律第二条から第

六条までの罪又は法
に規定する罪（ロに
規定する罪を除く。）

（）を犯し禁錮以上の
刑に処せられ、その

執行を終わり、又は
その執行を受けるこ
とがなくなつた日か
ら起算して三年を経

過していない者

四 次のいずれにも該当
する者

イ 運転適性指導に關
する業務に關し、次
のいずれかに該當す
る者であること。

(1) 運転適性検査指
導者資格者証の交
付を受け、運転適

性指導に関する業
務に従事した経験
がおおむね一年以
上ある者

(2) 公安委員会が運
転適性指導に関する業務に関し、(1)
に掲げる者と同等以上
の技能、知識及び経験を有する
と認める者

口 普通自動車の運転
に関する技能及び知
識の指導に関し、次
のいずれかに該当す
る者

(1) 普通自動車に係
る教習指導員資格
者証の交付を受け

ている者又は普通
自動車に係る届出
教習所指導員課程
を修了した者で、

普通自動車の運転
に関する技能及び
知識の教習に従事
した経験の期間が
おおむね一年以上
あるもの

(2) 公安委員会が普
通自動車の運転に
関する技能及び知
識の指導に関し、
(1)に掲げる者と同
等以上の技能、知
識及び経験を有す
ると認める者

五 次のいずれかに該當

する者(ただし、令和
四年五月十三日前にイ
に該当し、又は令和四
年三月三十一日以前に
口に該当したことによ
つて高齢者講習指導員
の要件を充足した者に
ついては、運転技能檢
查員養成講習を受けて
いなければならない。

ア運転者講習（シニア運転者講習）	（七十五歳未満）又は特定任意高齢者	ア運転者講習（シニア運転者講習）	（七十五歳以上）
イ 法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して二年を経過していない者	ロ 法第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過していない者	ハ 自動車等の運転に關し自動車の運転により人を死傷させる行為等の处罚に関する	

る法律第二条から第六条までの罪又は法

に規定する罪(口に規定する罪を除く。)

を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は

その執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者

四 次のいずれにも該当する者
イ 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 運転適性検査指導者資格者証の交付を受け、運転適

性指導に関する業務に従事した経験がおおむね一年以上ある者

(2) 公安委員会が運転適性指導に関する

る業務に關し、(1)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有する

と認める者

口 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に關し、次のいずれかに該當する者

(1) 普通自動車を用いた講習を指導する講習指導員につ

いては、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習

に従事した経験の期間がおおむね一年以上あるもの二輪車を用いた

(2) 公安委員会が運

講習指導員について
は、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上あるもの

(3) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に關し、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

違反者講習	「略」	別表第三（第七条関係） 講習等の区分	書類	「号を削る。」
「略」	「略」	「略」	「略」	「略」

未満) 又はチ
ヤレンジ講習

〔様式を削る。〕

<p>附 則</p> <p>この規則は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、別記様式第六号から別記様式第十号及び別記様式第二十四号の改正規定は、同年四月一日から施行する。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
--	--------------------------------------



(発行所・
青森市長・
島一丁目・
森目一番一
県号)

(印刷所・
青森市第二
奥印刷株式会社)
東奥印刷株式会社

定価 每週月・水・金曜日発行
小口一枚二付十五円